

令和6年度 一般廃棄物最終処分場維持管理記録簿(水質分析年一回項目)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第四条の五の三に基づき、維持管理の状況に関する情報の公表を行います。

施設名	清武町一般廃棄物最終処分場
住 所	宮崎市清武町今泉甲4212番地2

2. 地下水の状況（基準省令別表第二）

採取年月日		8/22	上流	下流	基準値 (基準省令)
検査結果が得られた年月日		3/5			
測定項目	アルキル水銀	mg/L	未検出	未検出	未検出
	総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	0.0005
	カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	0.003
	鉛	mg/L	<0.001	<0.001	0.01
	六価クロム	mg/L	<0.005	<0.005	0.05
	砒素	mg/L	<0.001	0.009	0.01
	全シアン	mg/L	未検出	未検出	未検出
	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	未検出	未検出	未検出
	トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	0.01
	テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	0.01
	ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	0.02
	四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	0.002
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	0.004
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	0.1
	1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	0.04
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.0005	1
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	0.006
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	0.002
	チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	0.006
	シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	0.003
	チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	0.02
	ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	0.01
	セレン	mg/L	<0.001	<0.001	0.01
	1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	0.05
	クロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	0.002
	ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.026	0.029	1
水質の悪化の有無			無	無	—
有の場合に措置を講じた年月日			—	—	—
措置の内容			—	—	—

- ・採取場所については清武採水箇所のとおり
 - ・ダイオキシン類の採水日は1月21日
 - ・基準省令：一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令
 - * 地下水下流の砒素基準値超過について
- 8/22の採水結果は、0.014mg/Lであり基準超過であった。
- 11/14に再度採水を行い分析を実施した結果、0.009mg/Lであり、その数値を記載している。
- 基準超過の原因は、処分場周辺に砒素を含む地層があることから自然由来であると想定される。

3. 放流水の状況（基準省令別表第一）

採取年月日		8/22	放流水	基準値 (基準省令)
検査結果が得られた年月日		3/5		
測定項目	アルキル水銀化合物	mg/L	未検出	未検出
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	<0.0005	0.005
	カドミウム及びその化合物	mg/L	<0.001	0.03
	鉛及びその化合物	mg/L	<0.005	0.1
	有機燐化合物	mg/L	<0.1	1
	六価クロム化合物	mg/L	<0.01	0.5
	砒素及びその化合物	mg/L	0.001	0.1
	シアン化合物	mg/L	<0.1	1
	ホリ塩化ビフェニル	mg/L	<0.0005	0.003
	トリクロエチレン	mg/L	<0.001	0.1
	テトラクロエチレン	mg/L	<0.0005	0.1
	ジクロロメタン	mg/L	<0.002	0.2
	四塩化炭素	mg/L	<0.0002	0.02
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	0.04
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	1
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	0.4
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	3
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	0.06
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	0.02
	チウラム	mg/L	<0.0006	0.06
	シマジン	mg/L	<0.0003	0.03
	チオベンカルブ	mg/L	<0.002	0.2
	ベンゼン	mg/L	<0.001	0.1
	セレン及びその化合物	mg/L	<0.002	0.1
	1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	0.5
	ぼう素及びその化合物	mg/L	0.79	50
	ふっ素及びその化合物	mg/L	0.16	15
	アンモニア等	mg/L	5.2	200
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	mg/L	<0.5	5
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類)	mg/L	<0.5	30
	フェノール類含有量	mg/L	<0.05	5
	銅含有量	mg/L	<0.01	3
	亜鉛含有量	mg/L	<0.01	2
	溶解性鉄含有量	mg/L	<0.01	10
	溶解性マンガン含有量	mg/L	<0.01	10
	クロム含有量	mg/L	<0.02	2
	大腸菌群数	個/mL	0	3000
	燐含有量	mg/L	0.022	—
	ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.000018	10
水質の悪化の有無			無	—
有の場合に措置を講じた年月日			—	—
措置の内容			—	—

・採取場所については清武採水箇所のとおり ・<と表示があるのは定量下限値未満を表す。

・ダイオキシン類の採水日は1月21日

・アンモニア等とは、アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の略

・基準省令：一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令